

# 四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 1 0 2 4 号

平成 30 年 11 月 21 日

水 曜 日

---

## 目 次

---

### 規 則

- 四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則（総務課） 2

規 則
-----

四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 30 年 11 月 21 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合規則第 7 号

四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則（昭和 41 年四日市港管理組合規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の 2 を削る。

第 16 条を次のように改める。

（着後手当）

第 1 6 条 条例第 23 条に規定する規則で定める着後手当の額は、別表に定める額とする。

第 18 条第 1 項第 3 号中「旅行雑費の定額及び」を削り、同項第 4 号中「旅行雑費の定額及び」及び「それぞれの」を削る。

第 19 条の次に次の 1 条を加える。

（甲地方の範囲）

第 1 9 条の 2 条例別表第 1 の備考 2 に規定する「東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち管理者が定める地域その他これらに準ずる地域で管理者が定めるもの」は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）別表第 1 の 1 の備考に規定する甲地方とする。

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

第 1 号様式を次のように改める。





## 備考

- 1 旅費明細欄に不足を生じる場合は、旅費明細欄と同様のものを続紙として用いること。
- 2 旅費の概算払を受けた者で精算の結果返済額を生じたときは、請求額欄に未書すること。
- 3 旅費明細の合計額は 1 回の旅行ごとに記入すること。
- 4 旅行雑費の実費額及び内容は、摘要欄に記入すること。
- 5 この請求書に添付する書類は次に掲げるものとする。
  - イ 条令第 31 条第 2 項の規定により別に定める旅費を請求する場合は、その取扱いについての理由書又は参考資料
  - ロ その他必要と認める書類

第 3 号様式を次のように改める。

第 3 号様式 (第 9 条関係)

赴任旅費請求書(概算・精算)

様 請 求 額 円		所 職 名 職 務 の 級 氏 名 印 額 取 年 月 日 額 取 印		請 求 理 由 採用又は転任の区分 赴任年月日 移転年月日 旧所属名 旧居住地 新居住地 転任後入る住宅の区分	
上記のとおり旅費を請求します。		年 月 日			
上記の金額の領収方		に委任済であります。			
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	合計
合計					
移転料	路程 km	既 支 給 額 円	差 引 支 給 額 円	宿 泊 料 円	計 円
扶養親族移転料	区 分 人	12 才 以 上	人	着 後 手 当 円	計 円
		6 才 以 上 12 才 未 満		着 後 手 当 円	計 円
		6 才 未 満		着 後 手 当 円	計 円
摘要	計				

(規格 A4)

## 備考

- 1 請求理由欄には、該当事項のほか必要な事項を詳細に記入すること。
- 2 扶養親族移転料のみを請求する場合は、本人分の旅費を朱書すること。
- 3 旅費明細欄に不足を生じる場合は、明細欄と同様のものを続紙として用いること。
- 4 旅費の概算払を受けた者で精算の結果返納額を生じたときは、請求額欄に朱書すること。
- 5 この請求書に添付する書類は次に掲げるものとする。
  - イ 条例第 22 条に規定する移転料を請求する場合は、職員の移転を証明する書類及び扶養親族を移転する場合にはその旨を証明する書類
  - ロ 条例第 22 条第 3 項又は規則第 18 条第 1 項第 5 号ただし書の規定に該当する場合は、その期間延長の承認書の写し
  - ハ 職員が移転後入る住宅が借家又は借間等の場合で、条例第 23 条に規定する着後手当を請求する場合は、借受けを証明する書類
  - ニ 条例第 24 条に規定する扶養親族移転料を請求する場合は、赴任に伴い移転する扶養親族の氏名及び年齢並びにその移転を証明する書類

- 1 この規則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

---

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1  
四日市港管理組合経営企画部総務課  
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>

---